

大野城市公園利活用基本計画（案）に関する パブリック・コメント意見募集の結果

令和6年9月17日
都市整備部 公園街路課

- 1 結果の公表期間 令和6年9月17日(火) ～ 令和6年10月16日(木)
- 2 結果の公表方法 ◇次の場所での閲覧
- ・市ホームページ
 - ・各コミュニティセンター
 - ・市役所1階ホール
 - ・行政資料室（市役所新館3階）
 - ・公園街路課（市役所本館2階）
 - ・まどかぴあ図書館
- 3 その他必要な事項 決定した計画は、市ホームページで公表します。
- 4 意見募集の結果
- 提出された意見： 5人から27件（うち計画等の修正 あり：22件 なし：5件）

（内訳）

分 類	件 数	修正あり	修正なし
内容への意見	23	21	2
字・句の修正	1	1	0
その他（質問）	2	0	2
その他（要望）	1	0	1
合 計	27	22	5

【提出された意見の概要】

別紙のとおり

【意見に対する考え方】

別紙のとおり

大野城市公園利活用基本計画（案）に関する
パブリック・コメント意見募集の結果

【提出された意見の概要】

項目(種類)	意見概要	意見に対する市の考え方	修正の有無
1 意見	P5 計画の対象施設は、街区公園、都市緑地、児童の遊び場、その他と限定されていることと名称の「大野城市公園利活用基本計画」が少しずれている気がします。 名称の下にサブタイトルを入れるか、名称を変更してはどうでしょうか。 それが難しければ、P5 計画の対象施設を※印だけではなくもっと目立つように分かりやすく工夫してください。	「大野城市公園利活用基本計画」の対象公園は、地域に根付いた街区公園規模の公園について利活用の対象としております。公園面積が比較的広い総合公園や地区公園、近隣公園などは、市外の利用者も含めて広域に利用されている公園であることから、本計画から除外いたします。 P5 表 1－1 については、ご提案を参考に、公園種別の対象施設には赤太字で目立つように工夫するとともに、説明書きを追加します。	有
2 意見	P5 表 1－1 の公園種別の名称の右横の※は何ですか。		
3 意見	P5 計画の対象施設のところに、「また、本市の一人当たりの～」という文章が書かれているのはなぜでしょうか。違和感があります。「また、」を削除し段落を変えるなどしてはどうでしょうか。	前段の文章（対象公園）と後段の文章（人口当たりの公園面積）は、互いに関係のない文章となっていることから、ご意見の通り、「また」を削除して段落を変えます。	有
4 意見	P11 表 2－1 内の「緑地」とあるのは「都市緑地」のことでしょうか。	緑地とは、都市公園法の緑地や都市緑地法の緑地などがあります。	有

		P11 に記載のある「緑地」は、大野城市都市公園条例施行規則に記載されている 13 箇所の「都市緑地」のことになりますので、表現を「緑地」から「都市緑地」に変更します。 表 2－1 の下に説明書きを追加します。	
5 意見	P11 表 2－2 その他の管理状況というのは今回の対象以外の公園だということですか。	表 2－2 は、表 2－1 の要綱に定められている維持管理区分とは違う維持管理を行っている公園の一覧となっています。 表 2－2 に示している街区公園も本計画の対象に含まれますが、説明書きが不足していましたので、説明を追加します。	有
6 意見	P29 公園の課題に、なぜ近隣住民の音への反応(騒音)が課題となっていないのですか。よく耳にするのは、子ども達が遊ぶ声が騒音と捉えられることもあります。街が賑やかになると捉えるか、騒音と捉えるかであるが、この問題は解決していますか。	公園からの音などの問題については、P29 の「公園立地による課題」ではなく、P30 の「公園使用による課題」と考えており、本文に「利用者の多い公園には、騒音、民地への物損等の被害の音が寄せられており」との記述があり、＜課題のまとめ＞には、「地域住民と公園利用者との関係」として、課題に挙げています。	無
7 意見	P31 公園の草刈り等は、公園の規模によって地域で行っています。しか	P31 の「公園管理による課題」でも草刈りと担い手に関して課題	有

	し、今問題となっている草むら(雑草)でのマダニ被害の心配や、担い手不足など根本的なPDCAが必要ではないですか。〈課題のまとめ〉は、記載されているものだけではないのではないですか。	の一つとして挙げており、ご指摘のとおり、本計画に記載のない課題も今後出てくることが考えられます。 新たに出てきた課題については、ご指摘のとおりPDCAサイクルのC(チェック)を行い、必要に応じて計画を見直すことにしています。 なお、P3の推進管理のPDCAに説明書きを追加して、計画の見直しを随時行うことを明記します。	
8 意見	P33 基本方針の1行目の課題解決とあるが、課題とは何がありますか。一般的な文言として使用しているのですか。	P33の1行目の「課題」はP29からP31の第3章の「3-1公園の課題」に記載している「公園立地による課題」、「公園使用による課題」、「公園管理による課題」の3つの課題を指します。分かりにくい表現になっていたことから、「P29からP31のページ下段に項目を挙げている課題」という表現に修正します。	有
9 字句	P33 2行目、「公園運営だけではなく」とありますが、「公園運営だけではなく」となるのではないですか。	ご意見のとおり「公園運営だけではなく」に修正します。	有
10 意見	P33 文言の市民と地域の違いは何ですか。	「市民」とは「地域住民」、「地域」とは「地元区」のことになります。	有

		「市民」と「地域」の表現では、人と場所との表現になり分かりにくいことから、「市民」は「地域住民」、「地域」は「地元区」に修正します。	
11 意見	P33 「４－２ 市民共働の公園づくり」 「４－３ 地域・民間事業者の自由な公園活用」「４－４ 公園の廃止・統合」では、項目の文字を大きくしたり色を付けるなどして、目立つようにするなど、施策①等とのつながりがわかるようにしてください。色分けをしてありますが、施策が何についての施策かわかりにくいです。	文字の大きさ及び色は計画を通して統一しているため、文字を大きくしたり色を付けると、かえって混乱を招く可能性があると考えます。 ご意見に対する改善方法としては、利活用に向けた基本方針と施策は一覧として P33 に見出しと該当するページをまとめていますが、つながりがより明確になるよう、施策ごとに該当するページを記載するように修正します。	有
12 意見	P36 公園の改善で遊具から休憩施設への変換があげられていますが、地域の児童数も勘案して欲しいと思います。	上段のご意見に対しては、P33 に「児童数や高齢者数などを勘案し」と追加します。	有
13 その他 (要望)	また高齢者率が高い場合は一般的な東屋だけでなく、日陰を多くなるような構造にして欲しいです。	下段の要望につきましては、ワークショップや出前講座で、地域住民のご意見を取り入れることにしていますので、ご指摘のような具体的な表現はしないようにしております。	無

14 意見	P37 施策③の文章を他の施策と統一させるために、「地域の状況に応じた公園にしていくために、学校教育との連携を図るとともに、地域自らが決めた公園の利用ルールや公園管理体制をつくり、コミュニケーションを図りながら、声かけや見守りの環境づくりの活性化を図っていきます。」としてはどうでしょうか。	施策③以外の施策では、「行います」「検討します」「進めます」と表記しておりましたが、施策③のみ「重要です」との表現になっていました。 ご意見を参考に文章を修正します。	有
15 意見	P37 <公園の利用ルール看板の設置条件>のところはわかりにくいです。 発案者は地元区としますとしながら、発案者の地元区で～と続くのはどういう意味ですか。	ご意見のとおり、地域で決めた公園の利用ルールの看板の発案者と、公園利用地域の選定、隣接する区との関係が分かりにくくなっていたので、文章を整理して修正します。	有
16 意見	P38 学校では石飛の危険があるため校務員さんも草刈り機は使用できないと聞いたことがあり、事故対応も考えておかなければならないと思います。	P38 に記載のとおり、市でも草刈り機の扱い方などの講習会を実施して、地域清掃活動のサポート体制の充実を図ることにしております。 このことから、草刈り時の事故などの対応については、地域や公園ごとに対応を決めることから、本計画では修正しませんが、いただいたご意見は、地域住民とのワークショップ等に活かしてまいります。	無

17 その他 (質問)	P40 街区公園に指定管理や制度を導入することでのメリットが記載されていますが、多様な使い方については、法に抵触することはありませんか。	指定管理者制度や設置管理許可制度など、公園の多様な活用法等は「都市公園法」で定められており、法律の範囲内において公園利活用を進めることにしております。	無
18 意見	P40 「街区公園に指定管理者制度を導入するとある。」同じく P40 に「指定管理者に対して公園面積に応じた除草費用相当の管理費を交付するとある。」 P11 の表 2－1 に「街区公園の 3,000 m ² の除草・清掃は、受益地区とある。」受益地区である「区」が指定管理者になったら除草費用は交付される。指定管理者にならなかったら区の負担と読めますがいかがですか。	ご指摘のとおり、指定管理となった公園については、指定管理者に対して除草費用相当の指定管理費を交付しますが、指定管理とならない公園は、「大野城市公園、緑地等管理要綱」に基づいた維持管理区分(3,000 m ² 以下の公園の清掃、除草は受益地区)になり、従来の各区への統合補助金の中で、公園の維持管理をお願いすることになります。 ただし、「除草費用相当の管理費」との表現は、維持管理だけを目的としているような印象を与えることから、公園の利活用を進めることも含めて「指定管理費」に修正します。	有
19 意見	P40 の「指定管理者によるメリット」及び P42 の「施策③の取り組み内容」について使用許可は、市がするのではなく、指定管理者が行うものではないかと思うがいかがか。	指定管理者が行なうイベント等は、市に年間の事業計画書の提出によって年間の事業を実施することができるという意味を「使用許可」として記載しております。	有

		しかし、指定管理者が行うイベント等の「使用許可」と地域住民が公園を利用する「使用許可」とは、表記が同じで混同するため、指定管理者が行うイベント等の表記から「使用許可」を削除して、文章を修正します。 なお、指定管理の対象となる公園を、第三者が使用する場合は、指定管理者が「使用許可」の受付許可業務を行うこととなります。	
20 意見	P42 手続きが簡略化とあるが、P42の③とはどこを指しているのかを教えてください。	指定管理者が行なうイベント等は、市に年間の事業計画書の提出することで事業を実施できることから、都度手続きをする必要が省かれるため、手続きを簡略化できます。 このことから、P42 の取組状況の中で「指定管理者については、年間計画書の提出により、年間に計画している事業を実施することができます。」を「指定管理者については、年間計画書の提出により、使用許可が不要となることから手続が簡略化できます。」に修正します。	有

21 意見	P44 公園の統廃合については、公園が使われず、かえって環境や治安に悪影響を及ぼす可能性がありますので理解できます。 この統廃合においては廃止される公園を地域に新たに役割を与えることが必要で、例えば災害時の備蓄倉庫、ある程度広い公園であれば集会所を設置することも検討いただければと思います。 また、今後、国防の問題でシェルターが要求される可能性もあり、こうしたシェルター用地としても考慮することも良いかと思います。	公園の廃止・統合後の土地利用については、地域住民や地元区と協議を行い決めていくことになります。 このことから、P44 の取組状況の中で「廃止を検討する公園については、地域が求める土地の有効な利活用を図ります。」を、「廃止を検討する公園については、地域住民や地元区と協議を行い、その地域が求める土地の有効な利活用を図ります。」に修正します。	有
22 意見	P44 「告示されていない公園」とはなんですか。	本市が管理する公園は、原則として都市公園法及び大野城市都市公園条例に基づき告示を行う「都市公園」になります。 これらの公園は、「大野城市都市公園条例施行規則」の第2条に規定された市が設置する都市公園として告示されています。 しかし、都市公園法以外にも「児童の遊び場」や花壇などは、「都市公園」として告示されていません。 このことから、P5 表1－1の「都市公園以外」が該当することから、上記の注釈をP5に追加し、P44 には、P5 の注釈が分かるように修正します。	有

23 意見	P46 「発案者」は、誰を想定しているのですか。	発案者とは、P33の「地域住民、地元区、民間事業者」等になります。 このことから、P46の「発案者」は「地域住民、地元区、民間事業者等の発案者」に修正します。	有
24 意見	P47 アドバイザーは、「公園に関する地域住民を交えたワークショップの実績が豊富で、公園の制度にも精通している者」ということですが、すでに特定されているようで違和感があります。問題はないでしょうか。	現時点でアドバイザーは特定しておりませんが、地域住民や地元区で公園利活用を推進するためのアドバイザー制度を構築する予定にしています。 P47のSTEP5において、アドバイザーに関する記載が重複しているおり、前段（実線枠内）では「アドバイザーを派遣することもできます。」と記述していましたが、後段（点線枠内）では「アドバイザーを派遣できます。」と記述していたことから、点線内のアドバイザーに関する記述を削除します。	有
25 意見	全般的に、公園利活用を考える上で、利用者の最も多い子供たちの意見を反映させる取り組みや仕組みを考えて、その上で公園利活用の再構築を考えるべきではないですか。	ご指摘のとおり公園利活用については、主たる公園利用者である子どもたちの意見も重要となります。 計画には記述がありませんが、過去には小学校でのワークショップを開催したこともあります。	有

		このことから、P47 の S T E P 5 において、「公園利用者、地域住民が目指す公園」とありますが、「こどもたちを含めた公園利用者、地域住民が目指す公園」に修正します。 また、地域住民や地元区とワークショップの中で、子どもたちも何らかの方法で参加できないか、提案していきます。	
26 その他 (質問)	地区が公園の除草を行う場合、保険に加入したりするのでしょうか。	現在は、地元区が除草する際は、コミュニティ文化課のコミュニティ活動災害補償制度を活用しております。 このことから、地域住民が新たに除草等の作業を行う場合は、現在の保険で対応できるか、または新たに保険等への加入が必要かについて、地域住民や地元区などとのワークショップの中で議論することになっています。	無
27 意見	利活用チームの発案者はくれぐれも日本国籍を持った方のみとしてください。彼らは自分たちの利益となるような提案をしてくるでしょう。 また、利活用には市の税金が使われますので、そこに外資をいれる事のないよう日本企業（できれば地元企業であればなお良いと思います）を必ず入れてください。	利活用の主たる発案者は、地域住民や地元区になります。このため、地域住民として外国籍の方の参加は可能となります。 また、民間企業も外資など関係なく参画できることにしています。 しかし、街区公園を主に利用される地域住民とは、P5 の表 1 -	無

	また、他国の企業は一見日本企業と見せかけてステルス参入する可能性もありますので、しっかりと見極めて欲しいと思います。	2「街区公園」の誘致距離半径250mの範囲内の住民を想定していることから、地域以外の個人の意見は反映されないことにしています。 また、公園のルールづくりは、P46のSTEP3で発案者が提案した内容を地元区と市に相談して決めることにしていることから、民間事業者が提案内容と異なる行為をした場合や、地域住民に不利益となる場合などは、指定管理契約を解除できるように定めることにします。 なお、今回は指定管理契約の詳細な内容に関するご意見であることから、計画の変更としませんが、民間事業者と契約する際は、地域住民や地元区へ契約書の内容を説明することになっています。	
--	---	---	--